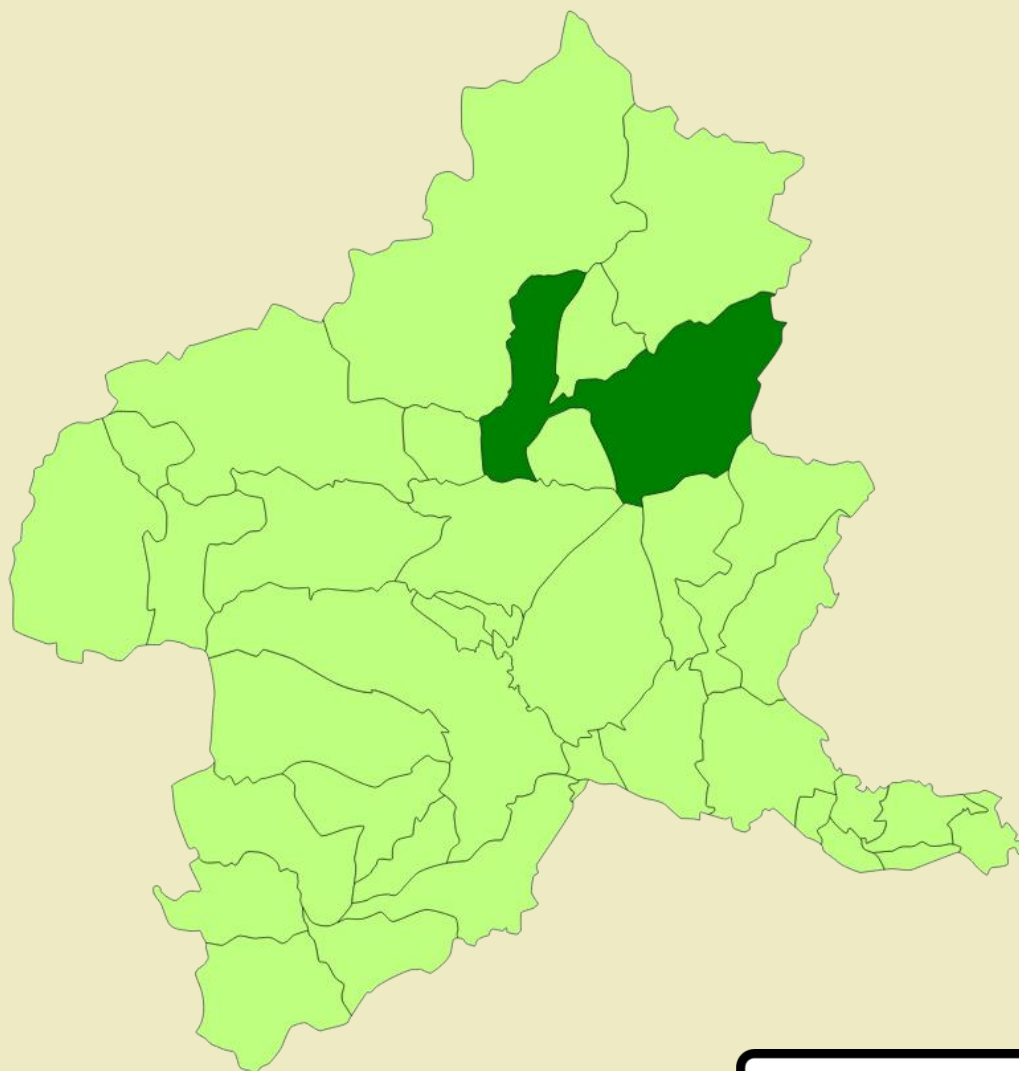


# 企業立地ガイド 2024



〒378-8501  
群馬県沼田市下之町888番地（テラス沼田5階）  
電話：0278-23-2111（代表） F A X：0278-24-5179  
メールアドレス：sangyo03@city.numata.lg.jp  
沼田市役所 経済部 産業振興課 企業誘致推進室  
内線：5006・5007

沼田市 企業立地



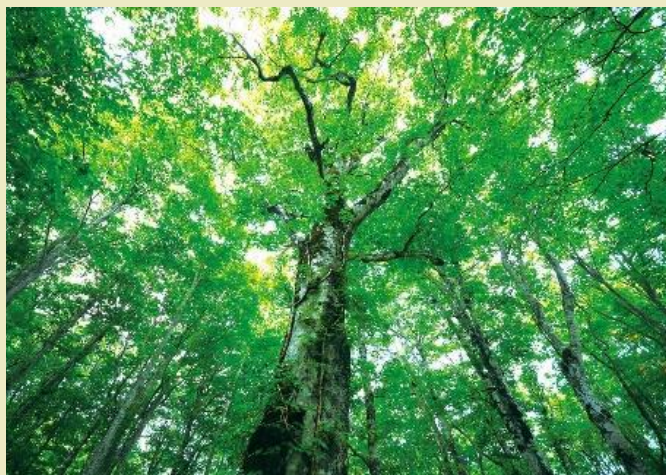
沼田市HP  
企業立地

# 基本データ

項目	データ
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・群馬県内12市最北の「市」</li><li>・利根川の源流に近い中山間地域</li><li>・農業が基幹産業</li><li>・観光農園の数は関東圏トップクラス</li><li>・段差が深くはっきりとした河岸段丘で有名</li><li>・真田氏の居城「沼田城」がかつてあった地</li></ul>
人口	約4万5,300人
	15歳未満 …約11%
	16～64歳 …約54%
	65歳以上 …約35%



## 自然環境



沼田市は、東京から約125kmの群馬県北部に位置し、標高250m台から2,000m級の山岳まで較差があり、山岳・森林・高原・湖沼・河川・溪谷など、変化に富んだ自然環境を有しています。

市街地は、市域を南北に貫流する利根川とその支流の片品川・薄根川により形成された日本有数の河岸段丘上に広がっています。

本市の総面積は443.46km<sup>2</sup>と広大で、群馬県の約7%を占め、全体の8割が森林となっています。気候は比較的降水量の少ない、夏冬・昼夜の寒暖の差の大きい内陸性気候に属しています。

## 観光

「東洋のナイアガラ」と称される「吹割の滝」。新緑、紅葉と季節によって表情を変える名瀑は人々を魅了します。そして滝に感動した後は、老神温泉へ。良質な温泉で心も身体も癒されます。

玉原高原は、標高1,200～1,550mの国有林に開かれた通年楽しめる森林リゾートです。春はブナ林、夏には一面のラベンダー畑。秋は色鮮やかな紅葉。冬はウインタースポーツを楽しめます。



← 紹介動画

<https://www.youtube.com/watch?v=-Iw8jyB6xjY>



# 沼田横塚産業団地

## 団地の概要

所在地	群馬県沼田市横塚町
団地総面積	約18.9ha
分譲面積	約15.9ha
概算単価	未定
土地利用区分	工業専用地域
建築基準	建ぺい率50%、容積率200%
工場立地法	環境施設面積割合等の軽減あり 緑地面積の割合 5%以上 環境施設面積の割合 10%以上 (緑地面積含む)
立地・形状等	平坦地
地質・地耐力	砂礫層、深さ9mN値50以上
上水道	沼田市上水道
排水	企業が個別処理
電力	普通高圧6.6kV、特別高圧要相談
情報通信	光回線



## 立地について

市街地から東へ4km、関越自動車道沼田 IC へのアクセスに優れた県道に面し、地震や台風などの災害が少ない大地上に位置している。都市計画法に基づく工業専用地域に指定されている。関越自動車道沼田 IC まで約 2.5km。上越線沼田駅まで約 6.5km。



## 近隣に立地している企業

関東運輸(株)	一般貨物自動車運送業
(株)セノテック	運動用具製造業
月夜野運送(株)	一般貨物自動車運送業
テクノエフアンドシー(株)	建築用木製組立材料製造業
パナソニック内装建材(株)	木製家具製造業

↓ R 6. 3時点の現地の状況

## 想定スケジュール

今後のスケジュール (想定)	
令和5年度	用地取得
令和6年度～	立地企業選定
令和6年度～令和7年度	測量・設計・調査
令和7年度～令和8年度	造成工事
令和9年度	分譲開始



# 災害に強いまち

## 震度4以上を観測した回数

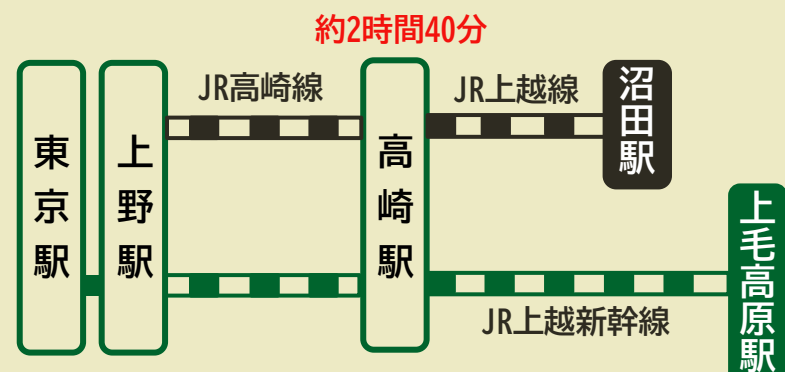
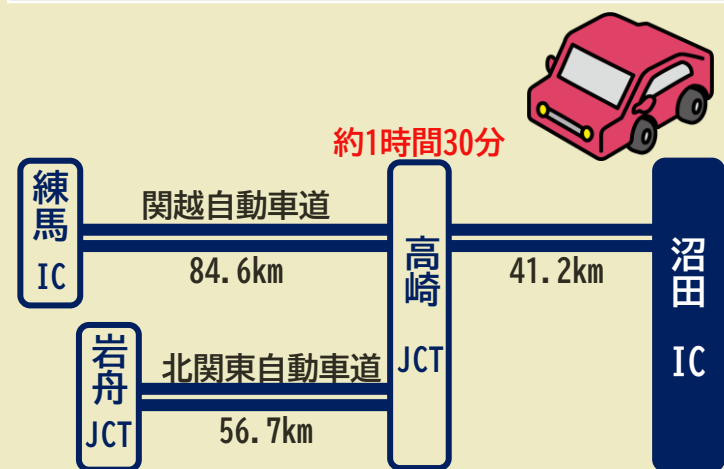
県	回数
<b>沼田市</b>	<b>23</b>
群馬県	76
福島県	367
茨城県	393
栃木県	243
埼玉県	163
新潟県	161
長野県	187



気象庁全期間観測データ  
(1919年1月～2023年10月)

降雪	電力
温暖化の影響もあり、近年は10cm以上の降雪は年に数回程度に減少。	東日本大震災時の計画停電は実施されなかった。

## 便利なアクセス



約1時間10分

沼田市は、上越線と国道17号によって東京と結びついているほか、JR上毛高原駅に近接し、市内には関越自動車道・沼田インターチェンジを擁しているなど、交通の要衝となっています。

新幹線では東京から本市に隣接するみなかみ町のJR上毛高原駅まで約80分、高崎線と上越線でJR上野駅からJR沼田駅まで約160分、関越自動車道では練馬ICから沼田ICまで約90分と、首都圏はもとより全国からのアクセスが可能になっています。

# 教育機関

## 市内教育機関

- ・幼稚園（公立2園） 保育園（公立5園、私立5園） 認定こども園（私立2園）
  - ・小学校：11校 中学校：9校
  - ・高等学校：沼田高校、沼田女子高校、利根実業高校、尾瀬高校
- ※すべて公立。沼田高校と沼田女子高校は令和7年統合予定。

## 県内教育機関

- 専修学校・各種学校：83校
- 大学・短大：24校
- 高等専門学校：1校

# 人材確保のための施策等

## サテライトオフィス等誘致推進補助金

市内にサテライトオフィスの設置または本社等の移転を行う企業等を支援するため、「サテライトオフィス等開設費補助金」「雇用拡大推進補助金」を交付します。

## 高校生のための企業ガイダンス「Listen! 利根沼田の企業の話」

地元企業へ関心を持ってもらい、就業意識を高めてもらうことを目的に、利根沼田地域の高校に通う高校2年生を対象に企業ガイダンスを開催しています。

## 子育て世代の働きたいを応援する面接相談会

子育て中の女性や主婦等を対象に、仕事と家庭の両立支援及び雇用の拡大を図るため、女性雇用に積極的な企業との面接会相談会を開催しています。

## 沼田市特定求職者雇用企業奨励金

国の特定求職者雇用開発助成金を活用し、身体障害者、知的障害者、精神障害者を雇用する中小企業者に対して、奨励金を交付することにより、障害者雇用の促進と安定を図っています。

## 沼田市トライアル雇用支援奨励金

国のトライアル雇用助成金を活用し、就職が困難な求職者を3カ月間試行的に雇用する中小企業者に対して、奨励金を交付することにより、求職者及び求人者の相互理解を促進し、求職者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図っています。

## 沼田市ぐんま技術革新チャレンジ補助金

群馬県と沼田市が連携して、沼田市内に主たる事業所を有する中小企業者が自ら行う、ものづくりやサービス等に係る新技術・新製品の開発や地域特色を生かした新製品開発を支援します。



←高校生向け  
企業ガイダンス



子育て世代向け  
面接相談会→



# 優遇制度

## 沼田市企業誘致推進条例（助成金）

概要	市内の土地を取得もしくは市有地を使用し、事業用施設を新増設する企業、または市内に本社機能を移転する企業に助成金を交付します。
業種	製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、宿泊業、飲食サービス業（旅館・ホテルに限る）
要件	① 事業用施設の新設または増設 ア 市内で3,000㎡以上の一団の土地を取得し、その土地を取得した日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする建築面積500㎡以上の事業用施設の建設に着手した企業。 イ 市内にある市有地を使用し、賃借契約の締結の日の翌日から起算して1年以内に当該市有地を敷地とする建築面積500㎡以上の事業用施設の建設に着手した企業。 ② 本社機能の移転 市外から本社機能を移転し、商業登記法に規定する本店を市内に登録した企業（雇用促進助成金のみ）
助成金の種類	①用地取得助成金 用地取得代金の10%（1㎡当たり1,000円、総額5,000万円を限度） ②施設設置助成金 ア 土地を取得した場合 固定資産税及び都市計画税相当額（3年間） イ 貸し付けによる市有地を使用した場合 固定資産税及び都市計画税相当額（5年間） ③雇用促進助成金 市内での事業開始に当たり、事業開始の日までに新たに雇用した沼田市在住者を事業開始の日から1年以上継続して雇用した場合、1人当たり10万円（1事業所1回限り、500万円を限度）

## 沼田市企業誘致推進条例（低開発工業開発地区における固定資産税の課税免除）

概要	製造の事業の用に供する設備を新設または増設した者について、家屋、償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（取得から1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設に着手すること）に対して固定資産税の課税が免除されます。
業種	製造業
要件	工業生産設備を新設または増設した場合において、取得価額が2,500万円を超えていること。
課税免除の対象資産	家屋（工場用の建物及びその附属設備）、償却資産（機械及び装置）、土地（工場用の建物の敷地）のうち、製造の事業に供されるもの
免除期間	3年間

## 沼田市工場立地法に基づく地域準則条例

概要及び要件	工場立地法の特例措置として、特定工場（敷地面積9,000㎡以上、建築面積3,000㎡以上）の緑地面積率及び環境施設面積率が緩和されます。		
適用区域・緑地・環境施設等の面積の敷地面積に対する割合	区域	緑地面積の敷地面積に対する割合	環境施設面積の敷地面積に対する割合
	工業地域、工業専用地域、沼田北部工業団地	5%以上	10%以上
	無指定、都市計画区域外	10%以上	15%以上
	その他の区域	20%以上	25%以上

## 沼田市過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例（利根町）

業種	製造業、農林水産物等販売事業、旅館業
要件	生産等設備を新設または増設した場合において、取得価額が2,700万円を超えていること（平成17年2月13日以降に新設または増設したものに限り、かつ、土地については、取得から1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建築に着手すること）。
免除期間	3年間

# 優遇制度

## 沼田市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例

(※着工前に群馬県の認定を受ける必要)

概要	地域再生法に基づき、本社機能等特定業務施設の新増設を予定している事業者が地方活力地域等特定業務施設整備計画を作成し、県知事の承認の受け、特定業務施設を設置した場合、対象施設の用に供する家屋または構築物及び償却資産並びにそれらの敷地である土地に対して課する固定資産税が3年間免除されます。
特定業務施設	○事業所（調査・企画、情報処理、研究開発、国際事業、情報サービス事業、その他管理部門） ○研究所、研修所及び工場内の研究開発施設
取得価額要件	特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得価額が3,800万円（中小企業者等は1,900万円）以上。

## 地域未来投資促進法による固定資産税の課税の特例に関する条例

(※着工前に群馬県の承認・国の確認が必要)

概要	地域未来投資促進法に基づく群馬県基本計画に沿った内容で、地域経済牽引事業計画を策定し県の承認を受け、かつ国が確認したうえで対象施設を設置した場合、対象事業の用に供する家屋、構築物またはこれらの敷地である土地に対して課する固定資産税が3年間免除されます。
要件	○1億円以上の家屋、附属設備、構築物及び土地を取得した事業者（農林漁業関連業種は、5,000万円以上） ○土地は、取得日の翌日から1年以内に建設着手した場合

## サテライトオフィス等誘致推進補助金

概要	市内に新たにサテライトオフィスを開設、または本社等の移転を行う企業等に補助金を交付します。
対象者	○本市及び利根郡に本社、支社、事業所等の拠点を有していない企業等 ○市内の建物を整備し、サテライトオフィスを開設、または本社等を市外から移転し、3年以上事業を継続する意思のある企業等。また、個人事業主の場合は、市内居住者でオフィス開設後3年以上市内に居住する意思があること。
助成金の種類	①サテライトオフィス等開設費補助金 補助対象経費の3分の2以内の額（200万円を限度） 対象経費：建物改修・購入費、建物賃借料、通信環境整備費、機械設備・備品購入費 等 ②雇用拡大促進補助金 市民の雇用1人あたり10万円とし、100万円（10人分）を限度とする

# 移住・定住支援

## 移住促進通勤費補助金（新幹線通勤費を補助）

概要	新幹線を利用して通勤する人に対し、新幹線定期購入のための補助金を交付します。
補助期間	3年間
補助額	上限2万円/月
対象者	○沼田市に平成29年4月1日から令和8年3月31日までに転入すること。 ○住宅を取得するか、賃貸すること。 ○転入日に50歳未満であること（同居する配偶者でも可）。 ○上越新幹線上毛高原駅から通勤し、勤務地が群馬県外であること。 ○市税等を完納していること。

## ぬまた暮らしトライアルステイ補助金

概要	本市に滞在した移住希望者へ、その滞在に要した経費に対し、補助金を交付します。
補助額	○本市への移住を現在検討中であり、移住に向けた準備として本市を訪れ宿泊する者。 ○市内の宿泊施設に連泊する者。 ○住所が沼田市外にある者。 ○過去にこの補助金の交付を受けたことがない者。 ○市の移住相談会に参加したことがある者。 ○当該申請に係る滞在期間中に、担当課職員と面談を行える者。

～ サテライトオフィスの開設、本社等の移転をお考えの事業者の皆さまへ ～

# 沼田市サテライトオフィス等誘致推進補助金

## ①サテライトオフィス等開設費補助金

サテライトオフィス開設、本社等の移転に要する費用の一部を補助します

## ②雇用拡大推進補助金

市民の雇用に対して補助金を交付します

### 補助対象者

市内の建物（外構を含む）を整備し、サテライトオフィス、本社等として運用する企業等

<主な要件>

- ・本市及び利根郡に本社、支社、事業所等の拠点を有していないこと
- ・サテライトオフィス及び本社等については、被用者が1人以上であること
- ・サテライトオフィスの開設または本社等の移転後、開設した事務所において3年以上事業を継続する意思があること
- ・個人事業主の場合は、補助金申請時に市内に住所を有しており、サテライトオフィス開設または本社等の移転後3年以上、市内に居住する意思があること

### 対象経費

- ・建物の改装等の工事費
- ・建物の購入費・賃借料
- ・インターネット環境・通信環境の整備に要する経費
- ・機械設備・備品等の購入費

### 補助金額

#### ①サテライトオフィス等開設費助成金

対象経費の2/3以内の額

限度額：200万円

#### ②雇用拡大推進補助金

市民の雇用1人あたり10万円

限度額：100万円

### 手続きの流れ

産業振興課へ事前相談

交付申請

事業実施

実績報告

補助金の交付

### 問い合わせ先

沼田市役所  
経済部 産業振興課 企業誘致推進室  
電話：0278-23-2111（内線5006・5007）  
E-mail：sangyo03@city.numata.lg.jp



詳細は沼田市HPをご覧ください